

## 益田市農業委員会第24回総会議事録

1. 開催日時 令和4年(2022)6月24日(金) 13:30～15:15  
開催場所 市民学習センター 多目的ホール
2. 出席 農業委員(15名)

1番 又賀 保	2番 大畑 美里	3番 須藤 寿人	4番 吉村 太
5番 大庭 清	6番 御神本康一	7番 田中 綾	8番 佐原 晃子
9番 北條 義洋	10番 篠原 栄次	11番 谷本 大輔	13番 柳田 継男
14番 豊田 浩	15番 宮川 有衣	16番 西川 友史	
3. 欠席 農業委員(1名)  
12番 豊田 志摩
4. 出席 農地利用最適化推進委員(23名)

増野 六彦	田ノ上武夫	澁谷 記幸	澤江 浩一
野村 浩三	寺戸 康人	三浦 尚人	田原 勝美
領家 耕一	寺戸豊太郎	永見 浩二	河野 正憲
豊田 繁雄	和崎 恒義	椋木 昭雄	潮 好介
岡崎 定佳	中島秀一郎	宮内 英之	椋木 孝光
渡邊 豊孝	河野 光好	三浦 和顕	
5. 欠席 農地利用最適化推進委員(1名)  
山根 健治
6. 提出議案

議第 144号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第 145号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議第 146号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
議第 147号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第 148号	農地でないことの確認について
議第 149号	農用地利用集積計画の決定について
議第 150号	農地等権利移動制限特例区域設定について
議第 151号	令和3年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
報第 125号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
報第 126号	農地の使用貸借合意解約通知書の確認について
報第 127号	農地の埋立届出について
報第 128号	公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出について
報第 129号	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について
7. 議事に参加した職員  
石田局長、田中局長補佐、高橋係長、吉田指導主任、高橋主事  
田中美都地域総務課長、藤本匹見地域総務課長補佐

8. 議事の概要

<p>会長</p>	<p>それでは、定刻になりましたので、只今から第 24 回益田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>(挨拶)</p> <p>本日の議事録署名者につきましては、6 番の御神本康一委員、7 番の田中綾委員、よろしく願いいたします。また、本日の欠席委員は豊田志摩農業委員、山根健治推進委員です。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。「議第 144 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号 1 番</p> <p>本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>先月の総会において農地等権利移動制限特例区域に設定した案件でございます。申請地につきましては、特例区域として下限面積を 1 a で告示しております。</p> <p>土地の所在は、喜阿弥町の田 2 筆 445 m<sup>2</sup>です。譲り渡し事由は、耕作が困難となり申請地を処分したいため、譲り受け事由は、隣接地に居住しており申請地を譲り受けて耕作するためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、下限面積の要件から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>ご審議の程宜しく願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>担当地区農業委員の調査報告を求めます。</p>
<p>柳田継男委員</p>	<p>13 番柳田です。6 月 16 日に宮内推進委員と現地確認を行いました。野菜等が植えられており、管理がおこなわれています。特に問題はありません。</p>
<p>会長</p>	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
<p>宮内英之推進委員</p>	<p>ありません。</p>
<p>会長</p>	<p>本日の 3 条申請につきましては 1 件です。事務局、担当地区委員の報告がありました。何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>(なし、の声)</p>

会長	<p>無いようですので採決いたします。「議第 144 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p>
会長	<p>それでは許可といたします。</p> <p>次に「議第 145 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p> <p>1 番下本郷町</p>
事務局	<p>整理番号 1 番</p> <p>土地の所在は、下本郷町の畑 2 筆 165 m<sup>2</sup>です。</p> <p>都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は、個人住宅及び進入路で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。</p> <p>雨水は、地下浸透です。</p> <p>既に完了しているため資金証明の添付はありません。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員の調査報告を求めます。</p>
又賀保委員	<p>1 番又賀です。6 月 12 日に大畑農業委員と現地確認を行いました。場所は〇〇の北側で、2 月の総会で 5 条申請を行ったところですが、その中に農地が残っており、個人住宅が建っているということでこの度の申請となりました。特に問題はありません。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
増野六彦推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>2 番久城町</p>
事務局	<p>整理番号 2 番</p> <p>土地の所在は、久城町の畑 1 筆 10 m<sup>2</sup>です。</p> <p>都市計画区域内で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、墓地で、転用許可該当条項は農地法第 4 条第 6 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>雨水は、地下浸透です。</p>

<p>会長</p>	<p>資金証明については、通帳の写しが添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p> <p>担当地区農業委員の調査報告を求めます。</p>
<p>大畑美里委員</p>	<p>2番大畑です。6月12日に又賀農業委員と現地を確認しました。現地は〇〇から市道を入れて〇〇の近くです。耕作放棄地に〇〇を新設するものです。令和3年12月中頃より着工しており顛末書も提出されております。問題ありません。</p>
<p>会長</p>	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
<p>田ノ上武夫推進委員</p>	<p>ありません。</p>
<p>会長</p>	<p>本日の4条申請は2件です。事務局、担当地区委員の報告がありました。何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>(なし、の声)</p>
<p>会長</p>	<p>無いようですので採決いたします。「議第145号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は許可してもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p>
<p>会長</p>	<p>それでは許可といたします。次に「議第146号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p> <p>1番土井町</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号1番</p> <p>本件は、事業計画の変更に係る申請です。</p> <p>土地の所在は、土井町の畑1筆 208㎡です。</p> <p>都市計画区域内で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。</p> <p>変更前の転用目的は住宅敷地で、事業が行われなまま転用事業者が亡くなり事業遂行ができなくなったため、承継者が倉庫を設置したいとのことで事業計画の変更申請を提出されたものでございます。</p> <p>なお、この件に関しては、このあと、議第147号の整理番号1番で審議される予定となっております。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>

会長	担当地区農業委員の調査報告を求めます。
又賀保委員	1番又賀です。現地確認は6月12日に大畑委員と行いました。場所は土井町で周りに農地もなく、〇〇にあります。相続人が事業変更し、倉庫を設けるとのことです。特に問題はありません。
会長	地元推進委員何かありますか。
増野六彦推進委員	ありません。
会長	本日の5条事業計画変更申請は1件です。事務局、担当地区委員の報告がありました。何かご意見やご質問などございませんか。  (なし、の声)
会長	無いようですので採決いたします。「議第146号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。  (はい、の声)
会長	それでは許可といたします。次に「議第147号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。 1番土井町
事務局	整理番号1番 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、土井町の畑 1筆 208㎡です。 都市計画区域内で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。 転用目的は、倉庫で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は、地下浸透です。 資金証明については、通帳の写しが添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
会長	担当地区農業委員の調査報告を求めます。

又賀保委員	1 番又賀です。議題 146 号の事業計画変更で許可された案件です。問題はありません。
会長	地元推進委員何かありますか。
増野六彦推進委員	ありません。
会長	2 番神田町
事務局	<p>整理番号 2 番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、神田町の田 5 筆 4,243 m<sup>2</sup>です。</p> <p>都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>雨水は、地下浸透です。</p> <p>資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。</p> <p>なお、30 アールを超えるため、島根県農業会議に意見を聴取する案件となります。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	担当地区農業委員の調査報告を求めます。
篠原栄次委員	10 番篠原です。6 月 21 日に椋木推進委員と〇〇と現地確認を行いました。神田町の〇〇の裏手にある土地です。所有者によって以前より保全管理されていた土地で、隣接耕作者 3 人の承認が得られており、太陽光発電の設置は問題ないです。
会長	地元推進委員何かありますか。
椋木昭雄推進委員	ありません。
会長	3 番向横田町
事務局	<p>整理番号 3 番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p>

	<p>土地の所在は、向横田町の田 4筆 2,461㎡です。</p> <p>都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>雨水は、地下浸透です。</p>
会長	<p>担当地区農業委員の調査報告を求めます。</p>
篠原栄次委員	<p>10番篠原です。6月21日に椋木推進委員と〇〇と現地確認を行いました。場所は〇〇から〇〇進んだところ。〇月の総会で申請のあった場所の隣接地です。問題はないです。</p>
会長	<p>推地元推進委員何かありますか。</p>
椋木昭雄推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>本日の5条申請は以上3件です。事務局、担当地区委員の報告がありました。何かご意見やご質問などございませんか。</p>
谷本大輔農業委員	<p>2番の案件ですが、その他参考となるべき事項のところでは景観法の届出とありますが何のことですか。</p>
事務局	<p>太陽光パネルの設置に伴って設置面積が1,000㎡を超える場合には都市整備課に景観法に基づく届け出をする必要があり、そのことが記載されたものです。</p>
谷本大輔農業委員	<p>3番はその届け出が必要ないということですか。</p>
事務局	<p>設置面積が、2番は1,540㎡、3番は892㎡ということで、3番は1,000㎡を超えてないということで必要ないということになります。</p>
谷本大輔農業委員	<p>わかりました。</p>
会長	<p>他に何かありませんか。</p>

	<p>無いようですので採決いたします。「議第 147 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p>
会長	<p>それでは許可といたします。次に「議第 148 号 農地でないことの確認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p> <p>1 番戸田町</p>
事務局	<p>整理番号 1 番</p> <p>申請地は、戸田町の 1 筆 492 m<sup>2</sup>です。平成 14 年頃から耕作しておらず山林化しており農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願が提出されたものです。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員の調査報告を求めます。</p>
柳田継男委員	<p>13 番柳田です。6 月 15 日に宮内推進委員と現地確認を行いました。現場は〇〇の近くです。竹や雑木が生えており、とても農地に復元することは困難であり、問題はないです。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
宮内英之推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>2 番匹見町落合</p>
事務局	<p>整理番号 2 番</p> <p>申請地は、匹見町落合の 8 筆 4,734 m<sup>2</sup>です。平成元年頃から耕作しておらず山林化しており農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願が提出されたものです。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員の調査報告を求めます。</p>
宮川有衣委員	<p>15 番宮川です。6 月 15 日に当地区の委員と現地確認を行いました。現地は匹見町落合の〇〇のあたりで川向こうの圃場も山林化しており、復旧もできない状況で、非農地と判断いたしました。</p>



会長	地元推進委員何かありますか。
河野光好推進 委員	ありません。
会長	3 番匹見町石谷
事務局	<p>整理番号 3 番</p> <p>申請地は、匹見町石谷の 5 筆 1,393 m<sup>2</sup>です。昭和 60 年頃から耕作しておらず山林化しており農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願が提出されたものです。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	担当地区農業委員の調査報告を求めます。
宮川有衣委員	15 番宮川です。15 日に現地確認を行いました。場所は家の周辺で、空き家となっております。治山事業を行い、地目を保安林として変更するための申請となります。特に問題はないです。
会長	地元推進委員何かありますか。
河野光好推進 委員	ありません。
会長	それでは 4 番をお願いします。
事務局	<p>整理番号 4 番</p> <p>申請地は、匹見町石谷の 4 筆 2,986 m<sup>2</sup>です。昭和 46 年頃より耕作しておらず山林化しており農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願が提出されたものです。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	担当地区農業委員の調査報告を求めます。
宮川有衣委員	15 番宮川です。先ほどの 3 番と同様に治山事業を行い、地目を保安林に変更するための申請になります。山林化しており問題はないです。
会長	地元推進委員何かありますか。
河野光好推進 委員	ありません。

会長	<p>それでは5番、6番は関連しますので一括でお願いします。 匹見町石谷</p>
事務局	<p>整理番号5番、6番については、関連しますので一括します。 申請地は、匹見町石谷の合計13筆 8,669㎡です。平成29年頃から耕作しておらず、原野化しており農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願が提出されたものです。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員の調査報告を求めます。</p>
宮川有衣委員	<p>15番宮川です。先ほどの場所の近くで同様に治山事業を行い、地目を保安林に変更するための申請になります。山林化しており問題はないです。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
河野光好推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>本日の農地でないことの確認は6件です。事務局、担当地区委員の報告がありました。何かご意見やご質問などございませんか。  (なし、の声)</p>
会長	<p>無いようですので採決いたします。「議第148号 農地でないことの確認について」は原案通り許可としてもよろしいですか。  (はい、の声)</p>
会長	<p>それでは許可といたします。次に「議第149号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今月の農用地利用集積計画は、農地中間管理事業一括方式の利用権設定の再設定が4件、所有権移転が2件となっています。</p>
会長	<p>1番下本郷町</p>
事務局	<p>整理番号1番 申請地は、下本郷町の畑2筆 5,941㎡、売買金額は〇〇円です。 移転時期は〇〇で、支払い期限は〇〇です。</p>

会長	担当地区農業委員の調査報告を求めます。
又賀保委員	1 番又賀です。現地確認は 6 月 24 日に大畑委員と行いました。 譲受人は〇〇であり、ハウスを購入しており、しまね農業公社より購入する ものであります。
会長	地元推進委員何かありますか。
増野六彦推進 委員	ありません。
会長	2 番白上町
事務局	整理番号 2 番 申請地は、白上町の畑 1 筆 7,080 m <sup>2</sup> 、売買金額は〇〇円です。 移転時期は〇〇で、支払い期限は〇〇です。
会長	担当地区農業委員の調査報告を求めます。
豊田浩委員	14 番豊田です。この案件は前回審議した案件となっております。譲受人は 〇〇です。問題はないです。
会長	地元推進委員何かありますか。
岡崎定佳推進 委員	ありません。
会長	本日の所有権移転は 2 件です。事務局、担当地区委員の報告がありました た。何かご意見やご質問などございませんか。  (なし、の声)
会長	無いようですので採決いたします。「議第 149 号 農用地利用集積計画の決 定について」は原案通り許可としてもよろしいですか。  (はい、の声)
会長	それでは許可といたします。次に「議第 150 号 農地等権利移動制限特例 区域設定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

会長	1 番向横田町
事務局	<p>整理番号 1 番</p> <p>申請地は、向横田町の畑 5 筆 281 m<sup>2</sup>です。申請地が所在する高城地区の下限面積は 30a です。区域の指定を受けようとする理由は、農地の管理が困難なため、隣接地に居住予定である買受予定者が買い受けて耕作しなければ、確実に耕作放棄地となることが見込まれるためでございます。</p> <p>許可条項は、農地法施行規則第 17 条第 2 項各号及び益田市農地等権利移動制限特例区域設定申出制度実施要綱第 2 条第 1 項各号の規定に該当しております。</p> <p>なお、特例区域として設定された場合、その旨を告示し、後日、所有者と申出者の連名で農地法第 3 条の規定による許可申請が提出され、所有権の移転についてご審議いただく運びとなります。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	担当地区農業委員の調査報告を求めます。
篠原栄次委員	<p>10 番篠原です。現地確認は 6 月 21 日に椋木推進員と行いました。場所は〇〇を行ったところ。畑は家の斜め前と裏手で所有者は 5, 6 年前に〇〇へ行かれ、遊休農地化しており申出人が購入して耕作されるそうです。</p>
会長	地元推進委員何かありますか。
椋木昭雄推進委員	ありません。
会長	2 番戸田町
事務局	<p>整理番号 2 番</p> <p>申請地は、戸田町の畑 1 筆 251 m<sup>2</sup>です。申請地が所在する小野地区の下限面積は 30a です。区域の指定を受けようとする理由は、農地の管理が困難なため、隣接地に居住予定である買受予定者が買い受けて耕作しなければ、確実に耕作放棄地となることが見込まれるためでございます。</p> <p>許可条項は、農地法施行規則第 17 条第 2 項各号及び益田市農地等権利移動制限特例区域設定申出制度実施要綱第 2 条第 1 項各号の規定に該当しております。</p> <p>なお、特例区域として設定された場合、その旨を告示し、後日、所有者と申出者の連名で農地法第 3 条の規定による許可申請が提出され、所有権の移転についてご審議いただく運びとなります。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>

会長	担当地区農業委員の調査報告を求めます。
柳田継男委員	13番柳田です。現地確認は6月16日に宮内推進員と行いました。所有者と申出人は〇〇で、申出人に管理できるか確認したところ、管理するということで問題はありません。
会長	地元推進委員何かありますか。
宮内英之推進委員	ありません。
会長	3番匹見町匹見
事務局	<p>整理番号3番</p> <p>申請地は、匹見町匹見の田1筆 305㎡です。申請地が所在する匹見上地区の下限面積は40aです。区域の指定を受けようとする理由は、農地の管理が困難なため、隣接地に居住している買受予定者が買い受けて耕作しなければ、確実に耕作放棄地となることを見込まれるためでございます。</p> <p>許可条項は、農地法施行規則第17条第2項各号及び益田市農地等権利移動制限特例区域設定申出制度実施要綱第2条第1項各号の規定に該当しております。</p> <p>なお、特例区域として設定された場合、その旨を告示し、後日、所有者と申出者の連名で農地法第3条の規定による許可申請が提出され、所有権の移転についてご審議いただく運びとなります。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	担当地区農業委員の調査報告を求めます。
宮川有衣委員	15番宮川です。6月17日に匹見の委員で現地確認を行いました。場所は〇〇で所有者は高齢で耕作することが困難ですが、申出人は耕作するのに問題はありません。
会長	地元推進委員何かありますか。
渡邊豊孝推進委員	ありません。
会長	本日の農地等権利移動制限特例区域設定については3件です。事務局、担当地区委員の報告がありました。何かご意見やご質問などございませんか。

	(なし、の声)
会長	無いようですので採決いたします。「議第 150 号 農地等権利移動制限特例区域設定について」は原案通り許可としてもよろしいですか。
	(はい、の声)
会長	それでは許可といたします。次に「議第 151 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題といたします。
事務局	(事務局から説明)
会長	ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。
	(なし、の声)
会長	それでは採決いたします。「議第 151 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」は原案通り承認してもよろしいですか。
	(はい、の声)
会長	それでは「議第 151 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」は承認といたします。続きまして報告事案をお願いします。
事務局	報第 125 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について 届出件数は、8 件です。全てにおいて相続者が管理され、あっせんの希望はありません。
	報第 126 号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について 届出件数は、2 件です。解約理由はすべて耕作者の変更のためです。
	報第 127 号 農地の埋立届出について 届出件数は、1 件です。 土地の所在は、下本郷町の畑 7 筆 594 m <sup>2</sup> です。埋立後は畑として利用されます。
	報第 128 号 公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出について 届出件数は、1 件です。 土地の所在は、神田町の畑 1 筆 1,348 m <sup>2</sup> です。

会長	<p>報第 129 号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について</p> <p>届出件数は、3 件です。</p> <p>整理番号 1 番 土地の所在は、下種町の 1 筆 66 m<sup>2</sup>のうち 2.25 m<sup>2</sup>です。</p> <p>整理番号 2 番 土地の所在は、白岩町の 1 筆 1,054 m<sup>2</sup>のうち 2.25 m<sup>2</sup>です。</p> <p>整理番号 3 番 土地の所在は、中垣内町の 1 筆 135 m<sup>2</sup>のうち 2.25 m<sup>2</sup>です。</p> <p>報告は以上でございます。</p> <p>ただいま事務局の方から報告がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので第 24 回総会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。</p>
----	---